

第2次西之表市事業持続化支援金

申請要領

令和2年11月

西之表市経済観光課

【制度の概要】

1. 事業持続化支援金とは

新型コロナウイルス感染症の影響により売上が減少し、国の持続化給付金の対象とならない事業継続に困っている市内事業者等への支援として、事業の継続を下支えし、事業全般に広く使える支援金です。

2. 支援対象者

市内に事業所や店舗を有する中小企業、小規模事業者、個人事業主、医療法人、農業法人、NPO法人、社会福祉法人等。個人経営の農林水産業は対象外です。

3. 対象要件

- ①令和元年12月以前から市内で事業を営み、今後も、事業を継続する意思があること。
- ②新型コロナウイルス感染症の影響により、売上が減少していること。
- ③令和2年7月から10月までの任意の1か月の売上が前年同月に比して20%以上、50%未満減少していること。(ただし、令和2年7月から10月までのいずれの月も売上減少率が50%未満であること。)
- ④申請者等は、暴力団等に関与していないこと。

4. 支援金額

$$\left[\begin{array}{l} \text{令和2年7月から10月のうち、前年同月比で20\%以上50\%} \\ \text{未満減少している1か月の売上減少額が最大となる月の減少額} \end{array} \right] \times 3 \text{ か月}$$

※上限30万円（第1次受給者は上限20万円）
※千円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てる
※観光事業者見舞金を受けている事業者は10万円を差し引く

5. 提出書類

- ① 支援金申請書兼委任状（様式第1号）
- ② 支援金請求書（様式第2号）
- ③ 誓約書（様式第3号）
- ④ 前年度の確定申告書類の写し（第1次で提出済みは不要）
- ⑤ 前年同月の事業収入が分かるものの写し（確定申告書の月別内訳が分かるもの）
- ⑥ 令和2年7月から10月の事業収入が分かるものの写し（帳簿の写し等）
- ⑦ 通帳の写し（第1次で提出済みは不要）
- ⑧ 免許証など、本人確認できるものの写し（個人事業主の場合のみ）（第1次で提出済みは不要）

【支給要件】

1. 支援対象者

(1) 市内に事業所を有する者のうち、次のいずれかに該当する者であること。

- ①中小企業基本法第2条第1項の各号に規定する会社又は個人事業主
- ②会社以外の法人にあっては、資本金の額又は出資の総額が3億円以下（資本金の額又は出資の総額が定められていない場合は、常時使用する従業員の数が300人以下）であるもの
- ③組合若しくはその連合会又は一般社団法人で、その直接又は間接の構成員たる事業者の3分の2以上が個人又は①若しくは②に該当する法人であるもの

(2) 令和元年12月以前から事業により事業収入（売上）を得ており、今後も市内で事業を継続する意思があること。

(3) 新型コロナウイルス感染症の影響により、売上が減少しており、以下のいずれかに該当すること。

- ①令和2年7月から10月までの間において、いずれか1か月（対象月）の売上実績額が前年同月に比して20%以上50%未満減少し、かつ、対象月以外の月の売上実績額が前年同月に比して50%未満減少していること。
- ②事業継続期間が1年未満の事業者又は単純な売上実績額の前年比較が困難な場合は、令和2年7月から10月までの間において、いずれか1か月（対象月）の売上実績額が、令和元年11月から令和2年9月までの任意の連続する3か月の平均売上に比して20%以上50%未満減少し、かつ、対象月以外の月の売上実績額が令和元年11月から令和2年9月までの任意の連続する3か月の平均売上に比して50%未満減少していること。

注1 市内において複数の事業所を有する場合であっても、1事業者で計算します。

2. 支給対象外

下記の(1)から(6)のいずれかに該当する場合は、支給対象外となります。

- (1) 国、公共法人
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する「性風俗関連特殊営業」、当該営業に係る「接客業務受託営業」を行う事業者
- (3) 政治団体
- (4) 宗教上の組織若しくは団体
- (5) 暴力団、暴力団員又はこれらのものと密接な関係を有する者
- (6) (1)から(5)までに掲げる者のほか、支援金の趣旨・目的に照らして適当でないとして市長が判断する者

【申請期間・問い合わせ先】

1. 申請期間：令和2年11月30日（月）から令和2年12月25日（金）
2. 申請時間：午前 10：00～12：00 午後 1：00～4：00
3. 申請場所：西之表市商工会（種子島産業会館2階）
4. お問い合わせ先
事業内容：西之表市役所経済観光課商工政策係 ☎22-1111（内線271・274）
申請概要：西之表市商工会 ☎23-1141

【申請書類】 申請書類や要件等は、チェックリストでご確認ください。

1. 共通

- ①支援金申請書及び委任状（様式第1号-1 もしくは第1号-2）
- ②支援金請求書（様式第2号）
- ③誓約書（様式第3号）
- ④支援金チェックリスト

※連絡先は、日中必ず連絡が取れる電話番号をご記入ください。

2. 法人

- ①令和2年7月から10月の属する事業年度の直前の事業年度の確定申告書類写し（第1次で提出済みの場合は不要）
- ②令和2年7月から10月の月間事業収入が分かるものの写し（令和2年〇月と明確に記載）
- ③法人名義の振込先口座の通帳写し（第1次で提出済みの場合は不要）

①確定申告書類写し（第1次で提出済みの場合は不要）

- ・確定申告書別表一の控え（写）
- ・法人事業概況説明書の控え オモテ面及びウラ面（写）

※ただし、確定申告書別表一の控えには収受日付印が押されていること。

電子申告の場合は受信通知の写しを添付のこと。

※収受日付印又は受信通知のいずれも存在しない場合には、税理士による押印及び署名がなされた、令和2年7月から10月の属する事業年度の直前の事業年度の確定申告で申告した又は申告予定の月次の事業収入を証明する書類を提出することで代替することができます。

②令和2年7月から10月の月間事業収入がわかるもの

売上台帳、帳面その他の申請日の令和2年7月から10月の属する事業年度の確定申告の基礎となる書類を原則とします。ただし、当該書類を提出できないことについて相当の事由がある場合には、令和2年7月から10月の月間事業収入を記載したほかの書類によることも認めます。

様式の指定はありません。ただし、令和2年7月から10月の月間事業収入であることが確認できる資料を提出ください。（令和2年〇月と明確に記載されている等）

（例）

- ・ 経理ソフトから抽出した売上データ
- ・ エクセルで作成した売上データ
- ・ 手書きの帳簿のコピー 等

③振込先口座の通帳の写し（第1次で提出済みの場合は不要）

銀行名、支店番号、支店名、口座種別、口座番号、名義人が確認できるもの

- ・法人名義の口座の通帳の写し（通帳を開いた1・2ページ目等）
- ・電子通帳の画面コピー（紙媒体の通帳がない場合、電子通帳等の画面等を印刷したもの等）

〈証拠書類 及び算定 に関する特例（法人）〉

ア. 直前の事業年度の確定申告が完了していない場合

直前の事業年度の確定申告が完了していない場合は、2事業年度前の同月の事業収入で算定することになります。

下記全ての書類を確定申告書類の代替書類として添付し、他申請書類と合わせ申請してください。

- ・2事業年度前の確定申告書類
- ・月間事業収入がわかるもの（帳簿など確定申告の基礎となる書類）

イ. 事業継続期間が1年未満の場合

令和元年12月以前に創業し、事業継続期間が1年未満の場合で、収入額減少等を前年同月比で算定することができない場合は、令和元年11月から令和2年9月までの中の事業収入の月平均との比較により算定することになります。書類を確定申告書類の代替書類として添付し、他申請書類と合わせ申請してください。

- ・履歴事項全部証明書（第1次で提出済みの場合は不要）
- ・月間事業収入がわかるもの（帳簿など確定申告の基礎となる書類）

ウ. 単純な売上の前年比較が困難な場合

事業所増設等、相当な事由により単純な売上の前年比較が困難な場合は、令和元年11月から令和2年9月までの中の事業収入の月平均との比較により算定することになります。次の書類を添付し、他申請書類と合わせ申請してください。

- ・単純な売上の前年比較が困難であるとわかるもの（事業所増設が客観的にわかる資料等）（第1次で提出済みの場合は不要）
- ・月間事業収入がわかるもの（帳簿など確定申告の基礎となる書類）

3. 個人事業主

- ① 令和元年分の確定申告書類写し（第1次で提出済みの場合は不要）
- ② 令和2年7月から10月の月間事業収入が分かるものの写し（令和2年〇月）と明確に記載
- ③ 申請者本人名義の振込先口座の通帳写し（第1次で提出済みの場合は不要）
- ④ 本人確認書類写し（第1次で提出済みの場合は不要）

①確定申告書類（第1次で提出済みの場合は不要）

（青色申告の場合）

令和元年分で下記全ての書類

- ・確定申告書第一表の控え（写）
- ・所得税青色申告決算書の控え 1 ページ目及び 2 ページ目（写）

※令和元年分の確定申告書第一表の控えには 収受日付印が押印されていること、e-Tax による申告の場合は「受信通知」を添付すること。

※収受日付印、又は e-Tax の「受信通知」のいずれも存在しない場合には、提出する確定申告書類の年度の「納税証明書」（事業所得金額の記載のあるもの）を提出することで代替することができます。この場合、収受印等のない確定申告書第一表の控え、及び所得税青色申告決算書の控えを用いることができます。

（白色申告の場合）

令和元年分で下記全ての書類

- ・確定申告書第一表の控え（写）

※令和元年分の確定申告書第一表の控えには 収受日付印が押印されていること、e-Tax による申告の場合は「受信通知」を添付すること。

※収受日付印、又は e-Tax の「受信通知」のいずれも存在しない場合には、提出する確定申告書類の年度の「納税証明書」（事業所得金額の記載のあるもの）を提出することで代替することができます。この場合、収受印等のない確定申告書第一表の控えを用いることができます。

- ・平成31年1月から令和元年12月の月間事業収入がわかるもの（帳簿など確定申告の基礎となる書類）

②令和2年7月から10月の月間事業収入がわかるもの

売上台帳、帳面その他の申請日の令和2年7月から10月の属する事業年度の確定申告の基礎となる書類を原則とします。ただし、当該書類を提出できないことについて相当の事由がある場合には、令和2年7月から10月の月間事業収入を記載したほかの書類によることも認めます。

様式の指定はありません。ただし、月間事業収入であることが確認できる資料を提出ください。（令和2年〇月と明確に記載されている等）

（例）

- ・ 経理ソフトから抽出した売上データ
- ・ エクセルで作成した売上データ
- ・ 手書きの帳簿のコピー 等

③振込先口座の通帳の写し（第1次で提出済みの場合は不要）

銀行名、支店番号、支店名、口座種別、口座番号、名義人が確認できるもの

- ・ 法人名義の口座の通帳の写し（通帳を開いた1・2ページ目 等）
- ・ 電子通帳の画面コピー（紙媒体の通帳がない場合、電子通帳等の画面等を印刷したもの 等）

④本人確認書類の写し（第1次で提出済みの場合は不要）

本人確認書類は、住所・氏名・顔写真がはっきりと判別できるかたちで提出してください。なお、いずれの場合も申請を行う月において有効なものであり、記載された住所が申請書類に記載する住所と同一のものに限ります。

（例）

- ・ 運転免許証（両面）（返納している場合は、運転経歴証明書で代替可能）
- ・ 個人番号カード（オモテ面のみ）
- ・ 写真付きの住民基本台帳カード（オモテ面のみ）
- ・ 在留カード、特別永住者証明書、外国人登録証明書（在留の資格が特別永住者のものに限る）（両面）

なお、住所・氏名・顔写真が記載されたものがご準備できない場合は、下記のように2種類の書類にて代替することができます

- ・ 住民票及び各種健康保険証（両面）の両方
- ・ 住民票 + パスポート

〈証拠書類 及び算定 に関する特例（個人事業者）〉

ア. 事業継続期間が1年未満の場合

令和元年12月以前に創業し、事業継続期間が1年未満の場合、収入額減少等を前年同月比で算定することができない場合は、令和元年11月から令和2年9月までの中の事業収入の月平均との比較により算定することになります。次の書類を添付し、他申請書類と合わせ申請してください。

- ・ 月間事業収入がわかるもの（帳簿など確定申告の基礎となる書類）

イ. 単純な売上の前年比較が困難な場合

事業所増設等、相当な事由により単純な売上の前年比較が困難な場合は、令和元年 11 月から令和 2 年 9 月までの中の事業収入の月平均との比較により算定することになります。次の書類を添付し、他申請書類と合わせ申請してください。

- ・単純な売上の前年比較が困難であるとわかるもの（事業所増設が客観的にわかる資料等）（第 1 次で提出済みの場合は不要）
- ・月間事業収入がわかるもの（帳簿など確定申告の基礎となる書類）

【申請後の流れ・不正受給時の対応】

1. 申請後の流れ

申請内容・証拠書類等を市で確認させていただき、不明な点等がありましたら電話等でご連絡させていただきます。また、不備の内容によっては、返送させていただく場合もありますので、ご承知おきください。

なお、決定通知、振込通知等は 行いませんので、通帳の記帳等によりご確認ください。

2. 不正受給時の対応

支援金の支給を受けた後に支援対象者の要件に該当しないことが明らかになった者又は偽りその他不正の手段により支給を受けた者に対しては、返還を求めます。